

六、警戒取締

吉川使用爭議參加人丈等ハ着車ノ都度仕事ニ割込
テ作業也ントシ爭議不参加人丈等ト衝突ヲ惹起スル
虞アルヲ以テ所轄警察署ニ於テ双方ニ警告ヲ與人最
重視察警戒中ナリ
右及申(通)報候也

4. 8. 17
675

労務第一四六二號

昭和四年八月四日



警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿

鉄道大臣 江木翼殿

社會局長 官殿

大阪 神奈川 埼玉 千葉

枋木 各府縣知事 殿

蒲田合同運送株式會社労働爭議ニ関スル件

(第三報)